

東浦町立卯ノ里小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1 いじめ防止に対する基本的な考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。（いじめ防止対策推進法2条）

② 基本理念について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかを判断するものとする。

また、本校の教育目標「豊かな心をもち、主体的に行動できる卯ノ里っ子の育成」、目指す子ども像「心身ともに健康な子」「助け合う子」に合わせて「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3ポイントをあげる。

- ア いじめ防止対策に関する組織と指導體制の充実
- イ いじめの防止等に関する取組の強化
- ウ 重大事態発生時の迅速な対応

③ 学校及び職員の責務について

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者及び地域の方との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 いじめ防止対策に関する組織と指導體制の充実

① 組織について

ア いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

イ 構成員について

校長、教頭をはじめとする全職員が出席する。

ウ 開催時期について

学期に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② 主な活動について

ア いじめの未然防止に関すること。（授業改善、校内研修）

イ いじめの早期発見に関すること。（アンケート調査、教育相談）

ウ いじめ事案への対応に関すること。（保護者、地域との連携、警察との連携）

エ P D C Aに関すること。（いじめ防止に関わる日程・会議の開催時期・取組の見直し）

③ 年間計画について

以下のように計画を立てて、具体的な取組を行う。（別紙参照）

3 いじめ防止等に関する取組の強化

① 未然防止の方策について

- ア 基本的な生活習慣の育成
- イ 児童の自主的な活動への支援
- ウ 児童理解のための教育相談の実施
- エ 職員の共通理解と統一指導
- オ 地域との連携
- カ 高学年を対象としたネチケット指導
- キ 家庭教育学級を通じた保護者への啓発活動（インターネット、SNSなど）
- ク 道徳教育の充実
- ケ 伝え合いタイムを通してのコミュニケーション指導
- コ 朝の読書タイムによる情操の涵養

② 早期発見・早期対応について

ア いじめ調査等

児童の小さなサインを見逃さず、いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査及び情報交換等を次の通り実施する。

- ・児童対象無記名アンケート調査 年3回（5月・10月・1月）
- ・教育相談を通じた学級担任による子どもへのアンケート及びの聞き取り調査 年3回（6月・11月・2月）
- ・日常の観察 ちよつとでも「あれっ」と感じた時
- ・児童の様子の情報交換 随時（学年会・指導部会・職員会議）

イ いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、次の通り相談体制の整備を行う。

- ・どの教職員に対しても児童及び保護者は声をかけることができるようにする。
- ・スクールカウンセラーを活用する。
- ・心の教室相談員を活用する。
- ・いじめ相談窓口を設置する。（担当者：教頭、スクールカウンセラー）

ウ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を以下のように、年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

- ・情報モラル研修会（外部講師の招聘）

③ いじめへの対策について

ア いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を中心に迅速かつ組織的に対応する。

イ いじめがあると判断した場合は、被害児童のケアや支援、加害児童の指導や支援、問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）まで責任をもって対応にあたる。

ウ 保護者の協力、スクールカウンセラー、警察（緒川新田駐在所）・知多福祉児童相談センター・東浦町教育委員会・児童課等の関係諸機関との連携した取組を行う。

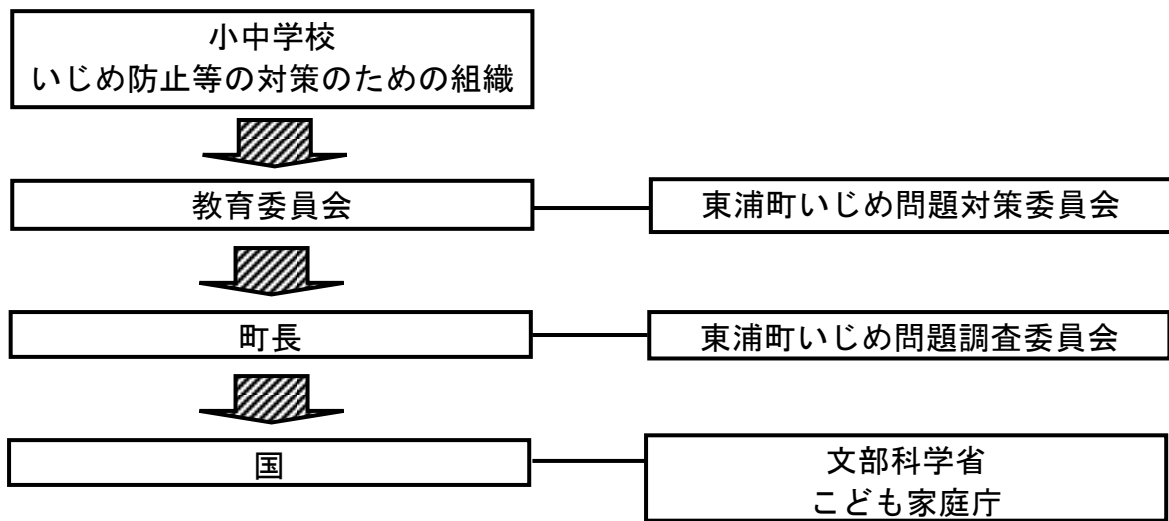
エ インターネットを通じて行われるいじめにも、効果的に対処できるように、必要に応じて警察や法務局等との連携も行う。

4 重大事態発生時の迅速な対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされる事態の場合、以下の対応を迅速にとる。

- ア 重大事態が発生した場合は、東浦町教育委員会を通じて事態について速やかに町長に報告する。
- イ 東浦町教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を学校または東浦町に設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ 上記調査結果については、教育委員会を通じて町長に報告する。

【重大事態発生時の組織】



5 学校の取組に対する検証・見直し

- ①学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- ②いじめに関する項目を盛り込んだ取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- ③ 年間計画について

学期	「いじめ・不登校対策委員会」の取組	その他の取組
1 学期	4月 いじめの未然防止への取組内容の検討 望ましい集団作りのための取組内容の検討 いじめ防止基本方針等の確認	職員会議後の情報交換にて、生徒指導上の問題行動、いじめ問題等における情報交換実施
	5月 いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 児童対象無記名「心のアンケート」実施	問題行動、いじめ問題等情報交換
	6月 アンケート「元気ですか」実施 教育相談実施 教育相談後の情報交換、情報集約	問題行動、いじめ問題等情報交換
	7月 1学期の取組の反省と夏季休業中の研修会の内容、および2学期以降の取組の検討	問題行動、いじめ問題等情報交換
	8月 出校日に児童への声掛け	
2 学期	9月 P T A ・地域の方の声（夏季休業中の情報を含む）を発信する形で検討 いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討	問題行動、いじめ問題等情報交換 （特に夏季休業中の児童・生徒の様子についての情報交換）
	10月 人権週間の取組内容の検討 児童対象無記名「心のアンケート」実施	問題行動、いじめ問題等情報交換
	11月 学校評価の項目および内容の検討 アンケート「元気ですか」実施 教育相談実施 教育相談後の情報交換、情報集約	問題行動、いじめ問題等情報交換 情報モラル研修会
	12月 学校評価の検討と今後の対策 2学期の取組の反省と冬季休業中の研修会の内容、および3学期以降の取組の検討	保護者へのアンケート実施 学校評価の集計 問題行動、いじめ問題等情報交換
3 学期	1月 学校評価の検討と今後の対策 児童対象無記名「心のアンケート」実施	問題行動、いじめ問題等情報交換 （特に冬季休業中の児童・生徒の様子についての情報交換）
	2月 いじめアンケートの実施内容と教育相談の内容の検討 アンケート「元気ですか」実施 教育相談実施 教育相談後の情報交換、情報集約	問題行動、いじめ問題等情報交換 教育相談後の情報交換
	3月 3学期の取組の反省と来年度の取組の検討	問題行動、いじめ問題等情報交換

改定日 令和5年4月5日